⑶【管理資産の沿革】⑿
⑷【管理資産の管理体制等】⒁
①【管理資産の関係法人】
②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】
③【管理資産の管理体制】
2【管理資産を構成する資産の概要】
⑴【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】⒂
⑵【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】⒃
⑶【管理資産を構成する資産の内容】⒄
⑷【管理資産を構成する資産の回収方法】⒅
3【管理及び運営の仕組み】
⑴【資産管理等の概要】
①【管理資産の管理】⒆
②【管理報酬等】⒇
③【その他】㉑
⑵【信用補完等】㉒
⑶【利害関係人との取引制限】㉓
4【証券所有者の権利】㉔
5【管理資産を構成する資産の状況】
⑴【管理資産を構成する資産の管理の概況】㉕
⑵【損失及び延滞の状況】㉖
⑶【収益状況の推移】㉗
6【投資リスク】㉘
第2【管理資産の経理状況】㉙
1【主な資産の内容】平成　年　月　日
Ⅰ　管理資産残高
元本相当部分
利息相当部分
Ⅱ　証券所有者への利息支払基金の残高
Ⅲ　証券所有者への元本償還基金の残高
Ⅳ　管理資産の維持管理費支払基金の残高
2【主な損益の内容】（第　期）自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日
Ⅰ　総収入
管理資産の回収額
うち元本返済相当部分
利息相当部分
その他の手数料収入
管理資産の再譲渡に伴う収入
その他
Ⅱ　総費用
管理報酬
管理資産の維持管理費
信用補完手数料
その他の手数料
管理資産の貸倒償却額
うち元本相当部分
利息相当部分
Ⅲ　収入金（又は損失金）（Ⅰ－Ⅱ）
3【収入金（又は損失金）の処理】㉚平成　年　月　日
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）
証券所有者への償還（又は基金への積立）
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）
その他
4【監査等の概要】㉛
第3【証券事務の概要】㉜
第4【その他】㉝
第三部【発行者及び関係法人情報】
第1【発行者の状況】㉞
1【発行者の概況】
2【事業の状況】
3【設備の状況】
4【経理の状況】
5【その他】㉟
第2【原保有者その他関係法人の概況】㊱
1【名称、資本金の額及び事業の内容】㊲
2【関係業務の概要】㊳
3【資本関係】㊴
4【経理の概況】㊵
5【その他】㊶

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

ａ　記載事項のうち図表等による表示を用いることにより投資者が容易に理解できるものについては、図表等による表示を併せて記載することができる。この場合、当該表示により、投資者に誤解を生じさせることとならないように注意しなければならない。

ｂ　当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下ｂにおいて「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部　証券情報」に記載し、信用格付（法第２条第34項に規定する信用格付をいう。⑷ｇにおいて同じ。）に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⒀ｌに準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。

なお、当該特定預託証券等に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）の情報がある場合には、この様式第二部中「第２　管理資産の経理状況」の次に「第２の２　その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第２　保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

ｃ　この「記載上の注意」は、一般的基準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

ｄ　この様式中「券面総額」は振替社債（社債等振替法第66条第１項に規定する振替社債をいう。⑷ａにおいて同じ。）又は振替特定社債（社債等振替法第118条において準用する社債等振替法第66条（第１号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債をいう。⑷ａにおいて同じ。）に係るものを、「証券」は社債等振替法第２条第２項に規定する振替機関が取り扱う有価証券を、それぞれ含むものとする。